

(別紙)

■首都高速 5 号池袋線(下り)のタンクローリー横転・車両火災事故に伴う乗継について

今回の事故に伴う復旧工事が完了するまでの間、首都高速道路を乗り継ぐ場合(通行止め区間をう回するため、一旦街路に下りて、再度首都高速道路に乗る場合)に、再度料金をいただかない措置を以下のとおり現在、実施させていただきます。

事故による渋滞等により、お客様には大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 実施時期

平成 20 年 8 月 4 日(月)21 時から開始しました。(当面の間)

2. 乗継対象料金所(5 料金所)

- ・5 号池袋線(下り)から 5 号池袋線(下り)・大宮線方面をご利用する場合
5 号池袋線(下り) 板橋本町料金所
- ・5 号池袋線(下り)から中央環状線(外回り)をご利用する場合
中央環状線(外回り) 王子北料金所
- ・5 号池袋線(上り)、中央環状線(内回り)から 5 号池袋線(上り)・都心環状線方面をご利用する場合
5 号池袋線(上り) 北池袋料金所、護国寺料金所
- ・5 号池袋線(上)、中央環状線(内回り)から中央環状線(内回り)・4 号新宿線(下り)方面をご利用する場合
中央環状線(内回り) 西池袋料金所

※なお、上記入口料金所は、全て「一般レーン」にて暫定的に運用をさせていただいておりましたが、本日(8/6)午後1時より、通常どおりの「一般レーン」及び「ETC 専用レーン」での運用に戻しました。

3. 通行の方法(上記乗継対象 5 料金所)

(1)乗継のお客様

次のいずれの場合にも、再度、首都高速道路をご利用いただくための料金はいただきません。

①現金でお支払いのお客様

これまでどおり乗継のため再度ご利用になる料金所の「一般レーン」で一旦停止の上、料金所の収受員に、乗継の旨お申し出下さい。

②ETC をご利用のお客様

再度、料金所に入る前に ETC カードが車載器に差し込まれていることを確認していただき、通常どおり「ETC 専用レーン」を ETC 無線通行により、20 km以下に減速し、必ず徐行で通行して下さい。

※料金所通過時のお客様の車載器は、料金を表示又は音声案内しますが、料金の請求はいたしません(車載器の種類によって表示の仕方は異なります)。

(2)乗継以外のお客様

①現金でお支払いのお客様

通常どおり、料金所の収受員に通行料金をお支払い下さい。

②ETC をご利用のお客様

料金所に入る前に ETC カードが車載器に差し込まれていることを確認していただき、通常どおり「ETC 専用レーン」を ETC 無線通行により、20 km以下に減速し、必ず徐行で通行して下さい。

(ご注意)

ETC をご利用のお客様は、走行中は ETC カードを車載器から抜かないようお願いします。